



平成26年1月31日

各団体の労働安全衛生担当者様

厚生労働省労働基準局安全衛生部
化学物質対策課化学物質評価室

リスク評価関係報告書概要及び「有害物ばく露作業報告対象物(平成26年対象・平成27年報告)」に係るパンフレット等の送付について

お世話になっております。

さて、平成24年度ばく露実態調査対象物質に係るリスク評価結果について、報告書を取りまとめましたので、その概要等につきまして送付いたします。

また、平成25年12月27日付けで有害物ばく露作業報告の対象となる物質が告示され、これに関する通達を昨年末に発出したところですが、今般、有害物ばく露作業報告に関するパンフレットができあがりましてので送付いたします。

そのほか、別添の事務連絡のとおり、平成25年12月27日付基安発1227第1号「有害物ばく露作業報告対象物(平成26年対象・平成27年報告)について」の一部に誤りがありましたので、御連絡いたします。ご迷惑をおかけして申し訳ございませんが、訂正内容の周知につきまして、特段のご協力を賜りますようお願いいたします。

平成26年対象・平成27年報告のばく露作業報告対象物質について、ニッケルの溶接作業について、多数ご質問をお受けしましたので、別紙のとおり回答いたします。この回答につきましては、印刷の都合上、パンフレットのQ&Aに反映されておりませんので、ご了承ください。

<送付内訳>

【リスク評価関係】

- 平成26年1月29日付基安発0129第2号「平成24年度ばく露実態調査対象物質に係るリスク評価結果に基づく労働者の健康障害防止対策の徹底について」
- 「発がんのおそれのある有機溶剤を取扱う際には作業記録を作成、保存しましょう」(リーフレット)

【ばく露作業報告関係】

- <平成27年報告版>「有害物ばく露作業報告」の手引き
- ニッケルを含有する鋼材等の溶接に係る取扱いについて

- 平成 26 年 1 月 31 日付事務連絡「平成 25 年 12 月 27 日付基安発 1227 第 1 号「有害物ばく露作業報告対象物(平成 26 年対象・平成 27 年報告)について」の誤りの訂正について」
- 「平成 25 年 12 月 27 日付基安発 1227 第 1 号「有害物ばく露作業報告対象物(平成 26 年対象・平成 27 年報告)について」(修正版)」

<ばく露作業報告のパンフレットの厚生労働省 HP への掲載>

パンフレットの電子媒体については下記のアドレスに掲載しておりますので、あわせてご活用ください。

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 労働基準 > 安全・衛生 > 安全衛生関係リーフレット等一覧 > 有害物ばく露作業報告について

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/070409-1.html>

ご不明の点がございましたら、お手数ですが下記連絡先までご連絡ください。

<連絡先>

厚生労働省労働基準局安全衛生部

化学物質対策課化学物質評価室

【リスク評価関係】 高村(内線 5511)

【ばく露作業報告関係】北村(内線 5512)

TEL 03-5253-1111(代表)

FAX 03-3502-1598

基安発 0129 第 2 号
平成 26 年 1 月 29 日

独立行政法人労働者健康福祉機構理事長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長
(公 印 省 略)

平成 24 年度ばく露実態調査対象物質に係るリスク評価結果に基づく
労働者の健康障害防止対策の徹底について

労働安全衛生行政の推進につきましては、日頃から格別の御支援、御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、「化学物質のリスク評価検討会」(以下「リスク評価検討会」という。)において、N,N-ジメチルアセトアミド、フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(別名 DEHP)、リフラク トリーセラミックファイバー、酸化チタン(ナノ粒子)、三酸化ニアンチモン、金属イン ジウム、ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト(別名 DDVP)の7物質についてのリ スク評価、また、発がんのおそれのある有機溶剤(クロロホルム、四塩化炭素、1,4-ジオ キサン、1,2-ジクロロエタン(1,2-ジクロロエタン)、ジクロロメタン(ジクロロメタン)、 スチレン、1,1,2,2-テトラクロロエタン(1,1,2,2-テトラクロロエタン)、テトラクロロ エチレン(テトラクロロエチレン)、トリクロロエチレン(トリクロロエチレン)及びメ チルイソブチルケトンの10物質)の今後の対応についての検討を行い、その結果を取り まとめました。このうち、リスク評価検討会報告書においてリスクが高い等とされたジメ チル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト及び発がんのおそれのある有機溶剤については、 「化学物質による労働者の健康障害防止措置に係る検討会」(以下「健康障害防止措置検 討会」という。)において、具体的な健康障害防止措置の検討を行い、その結果が取りま とまったところです。

つきましては、これらの結果を踏まえ、物質のリスクの程度に応じ下記のとおり労働者 の健康障害防止対策について取りまとめましたので、貴団体の傘下事業場に対し、周知く ださいますようお願い申し上げます。

また、上記の検討会報告書の概要を別添1及び2として添付すると ともに、報告書全文(本文及び別冊)を厚生労働省のホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200000376uw.html>(リスク評価検討会)、 <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000035885.html>(健康障害防止措置検討会))に掲載 していますのでお知らせします。

記

- 1 詳細リスク評価を行い、制度的対応を念頭において健康障害防止措置の検討を行うべ

きとされた物質について

ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト（別名 DDVP）については、詳細リスク評価の結果、当該物質を含有する製剤を用いて行う成形加工又は包装の業務においては、事業場の作業工程に共通して労働者に健康障害を発生させるリスク（以下単に「リスク」という。）が高いことが認められたところであり、さらに当該作業に係るリスク低減のための健康障害防止措置等の検討を行ったところ、作業環境測定の実施や発散抑制措置等の措置が必要となったところである。このため、今後予定する法令改正を待たず速やかに労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第28条の2第1項の規定に基づき、当該物質に関し有害性等の調査を行い、その結果に基づいて労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）第576条、第577条、第593条、第594条等の規定に基づく措置を講ずることにより、リスクの低減を図ること。

2 発がんのおそれのある有機溶剤について

発がんのおそれのある有機溶剤については、リスク評価検討会において、これらの物質は、有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号）により一連のばく露低減措置が義務づけられているが、職業がんの原因となる可能性があることを踏まえ、より一層健康障害防止措置を充実させるため、これらの物質を製造または使用して行う有機溶剤業務を対象として、職業がんの予防の観点から健康障害防止措置を講じる必要があると結論づけられた。さらに、健康障害防止措置の具体的内容の検討を行ったところ、①作業記録の作成、②記録（特殊健康診断結果の記録、作業環境測定の測定結果と評価結果の記録、作業記録）の30年間の保存、③名称・人体に及ぼす作用・取扱上の注意事項・使用保護具の掲示等の措置を行うことが必要とされたところである。

このため、今後予定する法令改正を待たず速やかに同措置を講ずることにより、職業がん予防の取組の促進を図ること。

なお、発がんのおそれのある有機溶剤のうち、クロロホルム、四塩化炭素、1,4-ジオキサン、1,2-ジクロロエタン（1,2-ジクロロエタン）、ジクロロメタン（ジクロロメタン）、テトラクロロエチレン（テトラクロロエチレン）の6物質については、すでに「労働安全衛生法第28条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質」（平成3年労働省告示第57号）に定められ、これらの物質の製造、取扱い等に際し、事業者が講ずべき措置について定めた「労働安全衛生法第28条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による労働者の健康障害を防止するための指針」（平成24年公示第23号）（以下「がん原性指針」という。）の中で、①作業記録の作成と30年間の保存、②測定・評価結果の30年間の保存、③SDSの内容の作業場への掲示等の措置を求めているので、これらの措置については同告示及び同指針にも基づき徹底を図ること。

3 初期リスク評価を行った物質について

(1) 高いリスクが認められたため、さらに詳細なリスク評価が必要とされた物質について

リフラクトリーセラミックファイバー及び酸化チタン（ナノ粒子）の2物質については、初期リスク評価の結果、一部の事業場の作業工程においてリスクが高いことが

確認されたため、平成 25 年度において、引き続き詳細リスク評価のためのばく露実態調査を行っており、今後その結果によりリスクの高い作業工程を明らかにするとともに、必要なリスク低減措置について検討することとしている。

しかしながら、これらの物質は有害性の高い物質であり、かつ、事業場において高いばく露が生じる可能性があることから、今後実施する詳細なリスク評価の結果を待たず、速やかに法第 28 条の 2 第 1 項の規定に基づき、当該物質に関し有害性等の調査を行い、その結果に基づいて安衛則（第 576 条、第 577 条、第 593 条、第 594 条等の規定に基づく措置を講ずることにより、リスクの低減を図ること。

(2) 引き続き適切な管理を行うべき物質について

N,N-ジメチルアセトアミド及びフタル酸ビス (2-エチルヘキシル) (別名 DEHP) の 2 物質については、初期リスク評価の結果、事業場において高いリスクは確認されなかった。

しかしながら、これらの物質は有害性の高い物質であることから、必要に応じて安衛則第 576 条、第 577 条、第 593 条、第 594 条等に基づく措置を講ずるほか、事業者による自主的な管理を推進すること。

特に、N,N-ジメチルアセトアミドについては、平成 25 年 10 月 1 日付けの改正により「がん原性指針」の対象となったところであるので、引き続き、同指針に基づく措置を講ずること。

4 その他 (継続検討となった物質について)

三酸化ニアンチモン及び金属インジウムの 2 物質については、詳細リスク評価の結果、有害性の評価についての情報が不足しており、今後の調査研究の進展を待って評価することとなっていること。

(別添1)

化学物質のリスク評価検討会報告書（第2回）の 概要及び今後の対応

1 リスク評価物質

「ヒトに対しておそらく発がん性がある物質」又は「ヒトに対して発がん性の可能性がある」とされている次の物質

(1) 詳細リスク評価（3物質）

- ジメチル-2, 2-ジクロロビニルホスフェイト（別名 DDVP）
- 金属インジウム
- 三酸化ニアンチモン

(2) 初期リスク評価（4物質）

- ON, N-ジメチルアセトアミド
- フタル酸ビス（2-エチルヘキシル）（別名 DEHP）
- リフラクトリーセラミックファイバー
- 酸化チタン（ナノ粒子）

2 リスク評価の手法

リスク評価は、「有害性の評価」と「ばく露の評価」から行われる。

(1) 「有害性の評価」は、対象となる物質について主要文献から有害性の種類や程度などを把握し、得られた情報から有害性評価を行うとともに、労働者が勤労生涯を通じてその物質に毎日さらされた場合に健康に悪影響が生じるばく露限界値（「評価値」）を設定する。

(2) 「ばく露の評価」は、「有害物ばく露作業報告」（労働安全衛生規則第95条の6の規定に基づく報告）が出された事業場に対して実態調査を行い、それにより得られた労働者のばく露測定結果からばく露濃度を算出する。

(3) 有害性の評価から得られた「評価値」と、ばく露の評価から得られた「ばく露濃度」を比較することにより、労働者の健康障害の生じるリスクの高低を判定する。

3 リスク評価の結果及び今後の対応

7物質についてリスク評価を行ったところ、下記のように判定された。また、この結果を踏まえて、下記に示すとおり今後の対応を行っていく。

物質名	評価結果の概要	今後の対応
○ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト (別名 DDVP)	成形加工又は包装の業務を行う事業場で、適切なばく露防止措置が講じられない状況では、労働者の健康障害のリスクが高いものと考えられることから、制度的対応を念頭において健康障害防止措置の検討を行うべきである。	化学物質による労働者の健康障害防止措置に係る検討会において、具体的な措置を検討するとともに、関係事業者に対し適切な管理が行われるよう行政指導を行う。
○N,N-ジメチルアセトアミド	ばく露の測定結果から、リスクは低いと考えられるが、有害性の高い物質であることから、関係事業者による自主的なリスク管理を進めることが適当である。	関係事業者に対し、自主的なリスク管理を行うよう行政指導を行う。
○フタル酸ビス(2-エチルヘキシル) (別名 DEHP)	ばく露の測定結果から、リスクは低いと考えられるが、有害性の高い物質であることから、関係事業者による自主的なリスク管理を進めることが適当である。	関係事業者に対し、自主的なリスク管理を行うよう行政指導を行う。
○リフラクトリーセラミックファイバー	一部の事業場で、ばく露が高い状況が見られたことから、さらに詳細なリスク評価が必要であり、ばく露の高かった要因を明らかにするとともに、関係事業者による自主的なリスク管理を進めることが適当である。	関係事業者に対し、自主的なリスク管理を行うよう行政指導を行うとともに、今後、詳細なリスク評価を実施する。
○酸化チタン(ナノ粒子)	一部の事業場で、ばく露が高い状況が見られたことから、さらに詳細なリスク評価が必要であり、ばく露の高かった要因を明らかにするとともに、関係事業者による自主的なリスク管理を進めることが適当である。	関係事業者に対し、自主的なリスク管理を行うよう行政指導を行うとともに、今後、詳細なリスク評価を実施する。

○金属インジウム	金属インジウムの有害性の評価については、当該物質の有害性に関する情報が不足しているため、現時点で評価することができない。	今後の調査研究の進展を待って評価することとする。
○三酸化ニアンチモン	三酸化ニアンチモンの有害性の評価については、当該物質の有害性に関する情報が不足しているため、現時点で評価することができない。	今後の調査研究の進展を待って評価することとする。

4 発がん性のおそれのある有機溶剤の今後の対応

次の10物質については、有機溶剤中毒予防規則により一連のばく露低減措置が義務づけられている一方で、職業がんの予防の観点からは健康障害防止措置が必ずしも十分とはいえない状況にあることから、これらの物質を製造し又は使用して行う有機溶剤業務を対象として、職業がんの予防の観点から健康障害防止措置を講じる必要がある。

- クロロホルム
- 四塩化炭素
- 1, 4-ジオキサン
- 1, 2-ジクロロエタン
- ジクロロメタン
- スチレン
- 1, 1, 2, 2-テトラクロロエタン
- テトラクロロエチレン
- トリクロロエチレン
- メチルイソブチルケトン

<添付資料>

- 別紙1 リスク評価物質（7物質）に関する情報
- 別紙2 化学物質のリスク評価検討会参集者名簿及び開催経緯

(別紙1) リスク評価物質(7物質)に関する情報

物質名 (CAS No)	有害性情報 (発がん性評価、許容濃度等)	用途の例
ジメチル-2,2-ジクロロ ロビニルホスフェイト (別名 DDVP)	<p>○IARC: 2B (ヒトに対して発がん性を示す可能性がある)</p> <p>○日本産業衛生学会: 2B (ヒトに対しておそらく発がん性があると判断できる物質。証拠が比較的十分でない物質)</p> <p>○ACGIH TLV-TWA: 0.01 ppm (0.1 mg/m³) (Inhalable Fraction & Vapor)</p>	家庭用殺虫剤若しくは文化財用燻蒸剤として使用
N,N-ジメチルアセトア ミド	<p>○ACGIH TLV-TWA: 10 ppm (36 mg/m³)</p> <p>○日本産業衛生学会: 10 ppm (36 mg/m³)</p>	反応溶媒(脱離反応)、精製溶剤、樹脂溶剤、ポリウレタン弾性繊維の溶剤、塗料はく離剤、医薬品関係(難溶化合物の溶剤)
フタル酸ビス(2-エ チルヘキシル)(別名 DEHP)	<p>○IARC: 2B (ヒトに対して発がん性を示す可能性がある)</p> <p>○日本産業衛生学会: 2B (ヒトに対しておそらく発がん性があると判断できる物質。証拠が比較的十分でない物質)</p> <p>○ACGIH TWA: 5mg/m³</p> <p>○日本産業衛生学会: 5mg/m³</p>	機能性樹脂の可塑剤、硬質ウレタンフォーム、断熱材として使用、塩化ビニル、ニトロセルロース、メタクリル酸、塩化ゴムに良好な相溶性があり、特に塩化ビニル製品との相溶性が良いため塩化ビニル製シート、レザー、電線被覆材、農ビ用フィルム、ペーストに適する。
リフラクトリーセラミ ックファイバー	<p>○IARC: 2B (ヒトに対して発がん性を示す可能性がある)</p> <p>○日本産業衛生学会: 2B (ヒトに対しておそらく発がん性があると判断できる物質。証拠が比較的十分でない物質)(人造鉱物繊維 セラミック繊維・ガラス微細繊維)</p> <p>○ACGIH TLV-TWA: 0.2 f/cc、吸入性繊維として(2001: 設定年)</p>	炉のライニング材、防火壁保護材、高温用ガスケット・シール材、タービン、絶縁保護材、伸縮継手への耐熱性充填材、炉の絶縁材、熱遮蔽版、耐熱材、熱によるひび、割れ目のつきあて、炉・溶接+溶接場のカーテン
酸化チタン(ナノ粒子)	<p>○IARC: 2B (ヒトに対して発がん性を示す可能性がある)</p>	(ルチル型) 化粧品、塗料、トナー外添剤、ゴム充填剤、

	○ACGIH TLV-TWA : 10 mg/m ³	反射防止膜 (アナターゼ型) 光触媒、 工業用触媒担体塗料
金属インジウム	○ACGIH TLV-TWA:0.1mg/m ³ インジウムとして	銀ロウ、銀合金接点、ハンダ、低融点合金、液晶セル電極用、歯科用合金、防食アルミニウム、テレビカメラ、ゲルマニウム・トランジスター、光通信、太陽熱発電、電子部品、軸受金属、リン化インジウム結晶の原料
三酸化ニアンチモン	○IARC : 2B (ヒトに対して発がん性を示す可能性がある) ○ACGIH TLV-TWA : 0.5mg/m ³ as Sb (アンチモン及びその化合物) ○日本産業衛生学会 TWA : 0.1mg/m ³ as Sb (アンチモン及びその化合物、スチビンを除く)	各種樹脂、ビニル電線、帆布、繊維、塗料などの難燃助剤、高級ガラス清澄剤、ほうろう、吐酒石、合繊触媒、顔料

IARC (国際がん研究機関) の発がん性分類

- 1 : ヒトに対して発がん性がある
- 2A : ヒトに対しておそらく発がん性を示す
- 2B : ヒトに対して発がん性を示す可能性がある

ACGIH : 米国産業衛生専門家会議

(別紙2) 検討会参集者名簿及び開催経緯

1 化学物質のリスク評価検討会参集者名簿

- いけだ としひこ ★ 横浜薬科大学臨床薬学科教授
池田 敏彦
- うちやま いわお ☆ 京都大学名誉教授
内山 巖雄
- えま まこと ★ 独立行政法人産業技術総合研究所安全科学研究部門招聘研究員
江馬 眞
- えんどう ようこ ☆ 独立行政法人労働者健康福祉機構関西労災病院産業中毒センター長
圓藤 陽子
- おおまえ かずゆき ★ 慶應義塾大学医学部衛生学公衆衛生学教室教授
大前 和幸
- おじま じゅん ☆ 独立行政法人労働安全衛生総合研究所環境計測管理研究グループ上
小嶋 純
席研究員
- しみず ひですけ ★ 中央労働災害防止協会労働衛生調査分析センター所長
清水 英佑
- たかた あやこ ★ 聖マリアンナ医科大学医学部予防医学教室教授
高田 礼子
- たかや みつとし ☆ 独立行政法人労働安全衛生総合研究所環境計測管理研究グループ
鷹屋 光俊
上席研究員
- つだ ひろゆき ★ 名古屋市立大学特任教授
津田 洋幸
- なごや としお ☆ 早稲田大学理工学術院教授
名古屋 俊士
- にしかわ あきよし ★ 国立医薬品食品衛生研究所安全性生物試験研究センター長
西川 秋佳
- はな い そうすけ ☆ 独立行政法人産業技術総合研究所客員研究員
花井 荘輔
- はら くにお ☆ 帝京平成大学地域医療学部教授
原 邦夫
- みやがわ むねゆき ★ 独立行政法人労働安全衛生総合研究所研究企画調整部首席研究員
宮川 宗之

(50音順、敬称略、○は座長)

(★有害性評価小検討会参集者 ☆ばく露評価小検討会参集者)

2 リスク評価関係検討会の開催経過 (今回の評価物質に係る検討会)

有害性評価小検討会

平成22年度第1回有害性評価小検討会 平成23年2月22日(火)

平成25年度第1回有害性評価小検討会 平成25年3月27日(水)

平成25年度第2回有害性評価小検討会 平成25年5月2日(木)

ばく露評価小検討会

平成 25 年度第 1 回ばく露評価小検討会 平成 25 年 4 月 12 日 (金)

平成 25 年度第 2 回ばく露評価小検討会 平成 25 年 4 月 19 日 (金)

化学物質のリスク評価検討会

平成 25 年度第 2 回化学物質のリスク評価検討会 平成 24 年 5 月 24 日 (金)

平成 25 年度第 3 回化学物質のリスク評価検討会 平成 24 年 6 月 21 日 (金)

化学物質による労働者の健康障害防止措置に係る 検討会報告書(第2回)の概要及び今後の対応

1 検討対象物質

○ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト(別名 DDVP)

○発がんのおそれのある有機溶剤(以下の10物質)

クロロホルム、四塩化炭素、1,4-ジオキサン、1,2-ジクロルエタン、ジクロルメタン、スチレン、1,1,2,2-テトラクロルエタン、テトラクロルエチレン、トリクロルエチレン、メチルイソブチルケトン

2 検討の経緯

平成25年7月24日に公表された「化学物質のリスク評価検討会報告書(第2回)」において、ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト(別名 DDVP)(成形加工、包装の業務)及び発がんのおそれのある有機溶剤(クロロホルム、四塩化炭素、1,4-ジオキサン、1,2-ジクロルエタン、ジクロルメタン、スチレン、1,1,2,2-テトラクロルエタン、テトラクロルエチレン、トリクロルエチレン、メチルイソブチルケトン)については、健康障害防止措置の検討を行うべきと評価された。これを受けて本検討会において講ずべき具体的な措置の検討を行った。

3 検討手順

検討に当たっては、業界団体等からのヒアリング結果を踏まえ、健康障害防止措置の具体的な内容、規制による影響を検討した。

4 検討結果及び今後の対応

ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト(別名 DDVP)について、健康障害防止措置の検討を行ったところ、下記のような結論となった。

ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト(別名 DDVP)を含有する製剤を用いた成形加工又は包装の業務については、健康障害の防止のため、特定化学物質障害予防規則(以下「特化則」という。)の「アクリルアミド」と同様に、作業環境測定の実施や発散抑制措置等を講じることが必要である。
また、ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイトの有害性を勘案し、作業の記録の保存(30年間)等が必要となる特化則の特別管理物質と同様の

措置を講じることが必要である。

なお、ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト（別名 DDVP）について、成形加工又は包装の業務以外の業務については、事業者によるリスクアセスメントに基づく自主的な管理を継続し、良好な作業環境を維持することが重要である。

発がんのおそれのある有機溶剤については、発がん性という有害性を勘案した規制を行うことが必要であり、特化則の特別管理物質と同様の以下の措置を講じることが必要である。

（措置内容）

- 1 作業記録の作成
- 2 記録の 30 年間の保存
 - ・ 特殊健康診断結果の記録
 - ・ 作業環境測定の結果と評価結果の記録
 - ・ 作業記録
- 3 名称、人体に及ぼす作用、取扱上の注意事項、使用保護具の掲示
- 4 事業廃止時の記録の報告
- 5 有害性に応じた含有率（裾切り値）の見直し（5%→1%）

5 今後の対応

本報告書を受けて、厚生労働省では、関係政省令の改正を予定（平成 26 年 8 月頃公布、平成 26 年 10 月施行）。

発がん性のある有機溶剤を取扱う事業者の方へ

発がんのおそれのある有機溶剤を取扱う際には 作業記録を作成、保存しましょう

発がんのおそれのある有機溶剤を製造、または使用して作業を行う場合は、「有機溶剤中毒予防規則（有機則）」に基づく局所排気装置の設置など、ばく露低減措置を取ってください。

また、作業記録を作成し、作業者の健診結果、作業環境の測定記録などとともに保存してください。併せて、事業場内に有害性についての情報を掲示してください。

発がんのおそれのある有機溶剤を取扱う際の措置

1 作業記録の作成

常時、作業に従事する労働者について、1カ月ごとに次の事項を記録しましょう。

- ① 労働者の氏名
- ② 従事した作業の概要、作業に従事した期間
- ③ 発がんのおそれのある有機溶剤により著しく汚染される事態が生じたときは、その概要と事業者が取った応急措置の概要

2 記録の保存の延長

健康被害が発生するまで時間がかかることがあるため、記録は30年間保存しましょう。なお、書面による記録のほか、電磁的記録による保存でも構いません。

- ① 作業記録
- ② 有機溶剤等健康診断個人票（現行の「有機則」での5年間を延長）
- ③ 作業環境測定の記録（現行の「有機則」での3年間を延長）
- ④ 作業環境測定の評価の記録（現行の「有機則」での3年間を延長）

3 有害性などの情報の掲示

作業者が見やすい場所に次の事項を掲示しましょう。

- ① 有機溶剤の名称
- ② 人体に及ぼす影響
- ③ 取扱上の注意事項
- ④ 使用する保護具

【発がんのおそれのある有機溶剤とは】

「有機溶剤中毒予防規則」で規制対象になっている有機溶剤のうち、国際がん研究機関（IARC）において、発がん性の評価が1、2A、2Bに区分されている10物質をいいます。

- | | |
|----------------|-----------------------|
| ◆クロロホルム* | ◆スチレン |
| ◆四塩化炭素* | ◆1, 1, 2, 2-テトラクロロエタン |
| ◆1, 4-ジオキサン* | ◆テトラクロロエチレン* |
| ◆1, 2-ジクロロエタン* | ◆トリクロロエチレン |
| ◆ジクロルメタン* | ◆メチルイソブチルケトン |



※印の6物質については、「労働者の健康障害を防止するための指針」で、作業記録の作成や30年間の記録保存などの措置が必要とされています。

詳細は、都道府県労働局 労働基準部健康課・健康安全課にお問い合わせください。



厚生労働省・都道府県労働局

[有害性・性状・用途]

主な有害性	性状	用途の例
クロロホルム CAS67-66-3		
発がん性: 国際がん研究機関(IARC)2B(ヒトに対して発がん性を示す可能性がある)。マウスを使った2年間の試験で発がん性が認められた。 その他: 皮膚腐食性・刺激性(1A-1C)、眼に対する重篤な損傷・眼刺激性、(単回)肝臓、腎臓、(反復)中枢神経系、腎臓、肝臓、呼吸器	特徴的な臭気のある無色の液体(沸点62°C、蒸気圧21.2kPa(20°C))	フルオロカーボン原料、試薬、抽出溶剤(農薬、医薬品)
四塩化炭素 CAS56-23-5		
発がん性: 国際がん研究機関(IARC)2B(ヒトに対して発がん性を示す可能性がある)。ラットとマウスを使った2年間の試験で発がん性が認められた。 その他: (単回)肝臓、腎臓、中枢神経系、(反復)腎臓、肝臓	特徴的な臭気のある無色の液体(沸点76.5°C、蒸気圧12.2kPa(20°C))	他の物質の原料、試験研究または分析
1,4-ジオキサン CAS123-91-1		
発がん性: 国際がん研究機関(IARC)2B(ヒトに対して発がん性を示す可能性がある)。ラットとマウスを使った2年間の試験で発がん性が認められた。 その他: (単回)中枢神経系、(反復)腎臓、肝臓、中枢神経系	特徴的な臭気のある無色の液体(沸点101°C、蒸気圧5.1kPa(25°C))	抽出・反応用溶剤、塩素系溶剤の安定剤、洗浄用溶剤
1,2-ジクロロエタン(1,2-ジクロロエタン)(別名二塩化エチレン) CAS107-06-2		
発がん性: 国際がん研究機関(IARC)2B(ヒトに対して発がん性を示す可能性がある)。ラットとマウスを使った2年間の試験で発がん性が認められた。 その他: 吸引性呼吸器有害性、(単回)中枢神経系、血液、肝臓、腎臓、呼吸器、心血管系、(反復)腎臓、肝臓、神経系、甲状腺、血液	特徴的な臭気のある無色の液体(沸点83.5°C、蒸気圧10.5kPa(25°C))	塩ビモノマー原料、エチレンジアミン、合成樹脂原料(ポリアミノ酸樹脂)、フィルム洗浄剤、有機溶剤、混合溶剤、殺虫剤、医薬品(ビタミン抽出)、くん蒸剤、イオン交換樹脂
ジクロロメタン(ジクロロメタン)(別名二塩化メチレン) CAS75-09-2		
発がん性: 国際がん研究機関(IARC)2B(ヒトに対して発がん性を示す可能性がある)。ラットとマウスを使った2年間の試験で発がん性が認められた。 その他: (単回)中枢神経系、呼吸器(反復)肝臓、中枢神経系	特徴的な臭気のある無色の液体(沸点40°C、蒸気圧47.4kPa(20°C))	洗浄剤(プリント基板、金属脱脂)、医薬・農薬溶剤、エアゾール噴射剤、塗料剥離剤、ポリカーボネートの反応溶剤、ウレタンフォーム発泡助剤、繊維・フィルム溶剤、接着剤、その他溶剤
スチレン CAS100-42-5		
発がん性: 国際がん研究機関(IARC)2B(ヒトに対して発がん性を示す可能性がある) その他: 生殖毒性(1B)、吸引性呼吸器有害性、(単回)中枢神経系、(反復)呼吸器、肝臓、神経系、血液系	無色～黄色の液体(沸点145°C、蒸気圧0.7kPa(20°C))	合成原料(ポリスチレン樹脂、ABS樹脂、合成ゴム、不飽和ポリエステル樹脂、塗料樹脂、イオン交換樹脂、化粧品原料)
1, 1, 2, 2-テトラクロロエタン(1, 1, 2, 2-テトラクロロエタン)(別名四塩化アセチレン) CAS79-34-5		
発がん性: 国際がん研究機関(IARC)2B(ヒトに対して発がん性を示す可能性がある) その他: (単回)中枢神経系、肝臓、(反復)肝臓、中枢神経系	クロロホルムに似た臭気のある液体(沸点146.5°C、蒸気圧0.6kPa(25°C))	溶剤
テトラクロロエチレン(テトラクロロエチレン)(別名パークロロエチレン) CAS127-18-4		
発がん性: 国際がん研究機関(IARC)2A(ヒトに対しておそらく発がん性を示す)。ラットとマウスを使った2年間の試験で発がん性が認められた。 その他: (単回)中枢神経系、呼吸器、肝臓、(反復)神経系、呼吸器、肝臓	特徴的な臭気のある無色の液体(沸点121°C、蒸気圧2.5kPa(25°C))	代替フロン合成原料、ドライクリーニング溶剤、脱脂洗浄、溶剤
トリクロロエチレン(トリクロロエチレン) CAS79-01-6		
発がん性: 国際がん研究機関(IARC)1(ヒトに対して発がん性を示す) その他: 生殖毒性(1B)、(反復)中枢神経系	特徴的な臭気のある無色の液体(沸点87°C、蒸気圧7.8kPa(20°C))	代替フロン合成原料、脱脂洗浄剤、工業用溶剤、試薬
メチルイソブチルケトン(MIBK) CAS108-10-1		
発がん性: 国際がん研究機関(IARC)2B(ヒトに対して発がん性を示す可能性がある) その他: (反復)神経系	特徴的な臭気のある無色の液体(沸点117~118°C、蒸気圧2.1kPa(20°C))	硝酸セルロース、合成樹脂、磁気テープ、ラッカー溶剤、石油製品の脱ロウ溶剤、脱脂油、製薬工業、電気メッキ工業、ピレトリン、ペニシリン抽出剤

※その他の有害性はGHS分類で区分1のものを列举。その内、(単回)は特定標的臓器・全身毒性(単回ばく露)、(反復)は特定標的臓器・全身毒性(反復ばく露)を示す。

＜平成27年報告版＞

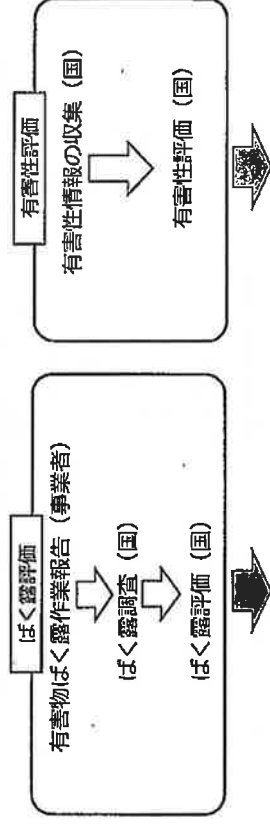
「有害物ばく露作業報告」の手引き

厚生労働省では、労働者に重い健康障害を及ぼすおそれのある化学物質について、リスク評価を実施し、必要な規制を実施しています。
このリスク評価を行うに当たり、事業場において労働者が有害物にさらされる(ばく露)状況を把握するため、法令に基づいて「有害物ばく露作業報告制度」を設けています。

報告の対象となる物質について、年間500kg以上の製造・取扱いがある事業場は、例外なく報告が必要です。

このパンフレットは、平成27年に報告を行うために必要な手続についてまとめたものです。報告書を提出する際の参考としてお使いください。

【化学物質による労働者の健康障害についての「リスク評価」のしくみ】



リスク評価では、「ばく露調査」から得られたばく露濃度の最大値と、「有害性評価」から得られた評価値を比較して問題となるリスクがあるかどうかを評価します。問題となるリスクが確認された場合には、その化学物質について、健康障害防止措置などの導入を検討します。

※詳細は「ばく露評価ガイドライン」に記載しています。
<http://www.mhlw.go.jp/shingai/2010/01/dl/s0115-4a.pdf>

【関係法令】

労働安全衛生法 (抜粋)
(報告等)
第百三条

- 厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業者、労働者、建設物資業者又はコンクリートに対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。
- 厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、登録製造時等検査機関等に対し、必要な事項を報告させることができる。
- 労働基準監督官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業者又は労働者に対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

労働安全衛生規則 (抜粋)
(有害物ばく露作業報告)
第九十五条の六

事業者は、労働者に健康障害を生ずるおそれのある物で厚生労働大臣が定めるものを製造し、又は取り扱う作業場において、労働者を当該物のガス、蒸気又は粉じんばく露するおそれのある作業に従事させたときは、厚生労働大臣の定めるところにより、当該物のばく露の防止に關し必要な事項について、構造第二十二号の七による報告書を所轄労働基準監督官に提出しなければならない。

【リスク評価】

Q17 提出した報告を基に、どのようにに化学物質のリスク評価が行われるのですか。

A 化学物質による労働者のリスクは、「化学物質の有害性の強弱」と「労働者が作業を通じて化学物質にさらされる量」によって決まります。
化学物質の有害性(毒性)を評価して評価値を定めるのが「有害性評価」です。一方、作業を通じてどのくらい対象物質を吸入するか、吸収するかを評価し、ばく露量を推定するのが「ばく露評価」です。
提出いただいた報告は、この「ばく露評価」に活用されます。「有害性評価」と「ばく露評価」の両方を比較して、問題となるリスクがあるかを評価します。

Q18 「ばく露評価」では、保護具の装着の有無は考慮されているのでしょうか。
また、事業場の選定に当たっては、労働者の性別を考慮しているのでしょうか。

A 「ばく露評価」では、保護具の装着の有無についても考慮しています。また、生殖毒性のある物質など、性別によって影響が異なるような物質を取り扱う場合には、事業場における男女比などを考慮しています。

Q19 メンテナンス作業など、年に何回か発生する作業についてもリスク評価の対象になりますか。また、報告対象でない、500kg未満の少量製造・取扱い作業についても、リスク評価の対象としているのですか。

A 非定期的な作業についても、定期的を実施する作業であれば、リスク評価の対象となります。また、必要に応じて、少量製造・取扱い作業を行っている事業場についても、関係業界団体などの連携・協力の下、製造・取扱いに関する情報提供のあった事業場については実施することがあります。

Q20 今回の報告書様式は、「労働者の有害物によるばく露評価ガイドライン」に記載されている「ばく露推定モデル」として活用できますか？

A この報告書様式は、労働者に高いばく露作業があるかどうかを推定することができます。「ばく露推定モデル(コントロール・バンディング)」として活用できます。作業実態調査の対象事業場を選定する方法として、「労働者の有害物によるばく露評価ガイドライン」で紹介していますので、詳しくは厚生労働省ホームページをご参照ください。

*「コントロール・バンディング」は、化学物質を取り扱う作業ごとに、「物質の有害性」「揮発性/飛散性」「取扱い量」の3要素によって、リスクを4段階に区分できるツールです。ILO(国際労働機関)等の国際機関において、活用が推奨され、日本でもリスクアセスメント手法としても採用されています。なお、3要素は、ドイツ方式では「短時間ばく露」「制御措置」を加えた5要素となります。

【労働者の有害物によるばく露評価ガイドライン】
<http://www.mhlw.go.jp/shingai/2010/01/dl/s0115-4a.pdf>

●このパンフレットについては、最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署までお問い合わせください。

報告の概要

■ 報告対象物質

報告の対象となる物質は3～5ページに掲げる26物質です。

■ 報告が必要な事業者

報告の対象となる対象物質を500kg以上※製造、または取り扱った場合に、報告が必要になります。
製造、取り扱いの期間が短い場合や発散抑制などの措置を講じた場合でも、ばく露の可能性がありますので、必ず報告してください。

※ 報告対象物質を含有する製剤の場合は、この製剤の「製造、または取り扱い量」×「報告対象物質の含有率」を計算し、その値が500kg以上になる場合に報告が必要になります。

■ 報告対象期間

平成26年の1年間（平成26年1月1日～12月31日）の作業について、報告してください。

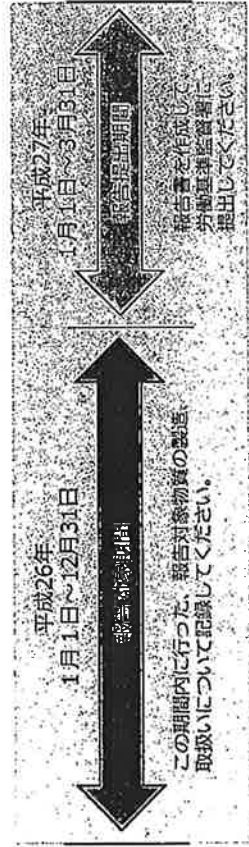
■ 報告の手順

- ① 最寄りの労働基準監督署、都道府県労働局で報告書の用紙を入手するか、厚生労働省ホームページから印刷してください。
(<http://www.mhlw.go.jp/bunva/roudoukijun/zanzenisei/36/21.html>)
- ② 6～7ページの「報告書の書き方」に従って、報告書を作成します。
- ③ 平成27年1月1日～3月31日の間に、事業場を管轄する労働基準監督署に提出してください。

※ 電子申請で手続きを行う場合は、電子政府の総合窓口（e-Gov）を参照してください。
(<http://www.e-gov.go.jp/>)

■ 報告スケジュール

- ・ 報告対象期間 平成26年1月1日～12月31日
- ・ 報告提出期間 平成27年1月1日～3月31日



ばく露作業報告対象物質

物質名 [CAS]	【コード番号】 最も近い 番号	主な別名	有害性特徴(生殖毒性、神経毒性群等、 管理期限、管理基準等)	用途の例 (原料等)
エチレンジオール [107-21-7]	【169】 0.1%未満	1,2-エタジオール 1,2-エタジオール ドロキシエタン	(GHS) 生殖系または胎児への悪影響のおそれ ・中枢神経系、呼吸器、腎臓、心臓の障害 長期にわたるまたは反復ばく露による ・中枢神経系、呼吸器、心臓の障害 ACGIH: TLV-STEL 2 (0mg/m ³ /0) TLV: Arohal only IARC (発がん性): 1	ポリオスチレン樹脂原料、不凍液、グリセリンの代替溶剤(防凍剤ニール系抽出)、耐薬品溶剤、有機溶剤(塗料、接着剤、化粧品、洗剤、カ)、接着剤、接着剤用ペースト、乾燥剤、止剤、医薬品、不凍剤、メタクリルアクリル、有機溶剤、有機溶剤用エステル
エリオナイト [12510-42-4]	【170】 0.1%未満	-	(GHS) ・発がんのおそれ ・長期にわたるまたは反復ばく露による 肺の障害 ACGIH: 産別学会: 未設定	建材
4-クロロフェニル フェニルエチン [CAS: 95-83-0]	【171】 0.1%未満	4-クロロフェニル フェニルエチン	(GHS) 重篤な皮膚の炎症、目の損傷 ・呼吸器: 中枢神経の障害 長期にわたるまたは反復ばく露による 肺の障害 ACGIH: 1ppm	漂白剤、酸化剤及び可塑剤、ゴム製品、塗料、接着剤、必要知識のない酸化剤、虫歯治療用材料の成分溶剤、医薬品(酸化剤、殺菌剤)、土壌改良剤
4-クロロフェニル フェニルエチン [CAS: 95-83-0]	【172】 0.1%未満	4-クロロフェニル フェニルエチン	(GHS) ・発がん性: 2B ・産別学会 (発がん性): 2B ACGIH: 産別学会: 未設定	染料製造、ヘアカラーの酸化剤
2-ニトロフェニル エチン [108-88-1]	【173】 0.1%未満	2-ニトロフェニル エチン	(GHS) ・発がん性: 2B ・産別学会 (発がん性): 2B ・重篤な皮膚の炎症、目の損傷 ACGIH: 産別学会: 未設定	トリクロロエタンの安定剤、塩化ビニルバウンの特殊溶剤、医薬品・農薬・食品添加剤の原料
ジエチルアミン [111-48-2]	【174】 1%未満	2,2'-イミジビス ジエチルアミン	(GHS) ・重篤な皮膚の炎症 ・呼吸器の障害 ・長期にわたるまたは反復ばく露による 気道の障害 ACGIH: 0.2ppm	合成溶剤、乳化剤、化粧品、接着剤、つや出し、ワックス、農薬、有機溶剤、ゴム溶剤、防凍液、切削油、潤滑油、潤滑剤などの添加剤、防虫剤、加料、繊維の柔軟剤原料、ガス溶剤、有機溶剤、印刷溶剤、中和剤
ジエチルアミン [108-88-1]	【175】 0.1%未満	ジエチルアミン ジエチルアミン	(GHS) ・重篤な皮膚の炎症、目の損傷 ・呼吸器の障害 ・長期にわたるまたは反復ばく露による 気道の障害 ACGIH: 10ppm	医薬品、有機合成薬品、金属抽出剤、溶剤
ジエチルアミン [108-88-1]	【176】 0.1%未満	ジエチルアミン ジエチルアミン	(GHS) ・重篤な皮膚の炎症、目の損傷 ・呼吸器の障害 ・長期にわたるまたは反復ばく露による 気道の障害 ACGIH: 10ppm	ゴム用溶剤、塗料、接着剤、防凍剤、有機溶剤、殺菌剤、防凍液、印刷溶剤、防虫剤、防凍剤、防凍液、印刷溶剤、防虫剤
ジエチルアミン [108-88-1]	【177】 0.1%未満	ジエチルアミン ジエチルアミン	(GHS) ・重篤な皮膚の炎症、目の損傷 ・呼吸器の障害 ・長期にわたるまたは反復ばく露による 気道の障害 ACGIH: 10ppm	有機ゴム製品、染料、火薬安定剤、有機溶剤の安定剤、医薬品
ジエチルアミン [108-88-1]	【178】 0.1%未満	ジエチルアミン ジエチルアミン	(GHS) ・発がん性: 2B ・産別学会 (発がん性): 2B ACGIH: 産別学会: 未設定	ウール、ナイロン及び絹(毛染)、ウール及び絹(毛染)、インキ、紙、レター、アルマイト等の着色

報告書の記入要領

- □□□□で表示された枠（記入枠）に記入する文字は、光学的文字・イメージ読取装置（OCR）で直接読取りますので、用紙を汚したり、穴をあけたり、必要以上に折り曲げたりしないでください。
- 記入枠の部分は、黒のボールペンで、枠からはみ出さないよう注意して、大きめのアラビア数字ではっきり記入してください。
- 記入する事項のない欄・記入枠は、空欄のままにしてください。
- 「対象物等の用途」が9つ以上ある場合には、2枚目を使用してください。その際、「総ページ」欄には、報告書の合計枚数を記入し、「ページ」欄には、総枚数のうち、この用紙が何枚目かを記入してください。
- なお、2枚目以降については、「労働保険番号」「事業の種類」「労働者数」「事業場の名称」「事業場の所在地」「ばく露作業報告対象物の名称」「対象年」欄は、記入しないでください。
- 押印の代わりに、署名でも構いません。

日本標準産業分類の区分(4桁) **812002**

労働者数 人

事業場の名称

事業場の所在地

対象年 年

対象物の品名	ばく露作業の種類	対象物の名称	含有率(%)	製造・採取の状況	ばく露作業の種類	含有率(%)	製造・採取の状況	ばく露作業の種類	含有率(%)	製造・採取の状況
1	0000				0000			0000		
2	0000				0000			0000		
3	0000				0000			0000		
4	0000				0000			0000		
5	0000				0000			0000		
6	0000				0000			0000		
7	0000				0000			0000		
8	0000				0000			0000		

年 月 日 / /

労働者数

事業場の名称

事業場の所在地

対象年 年

押印

【事業の種類】
日本標準産業分類の区分に準じて記入してください。

【ばく露作業報告対象物の名称】
3～5ページを参照して、報告を行う物（ばく露作業報告対象物）の名称とコード番号を記入してください。
【対象年】は726と記入してください。

【対象物等の用途】
ばく露作業報告対象物またはこれを含有する製剤その他の物（ばく露作業報告対象物）の用途ごとに、8ページの附表1に掲げる区分に応じて、該当するコードを記入してください。

【ばく露作業の種類】
ばく露作業報告対象物等を製造、または取り扱うことによりばく露するおそれのある作業（ばく露作業）について、8ページの附表2に掲げる区分に応じて該当するコードを記入してください。

【対象物の名称】
ばく露作業報告対象物の名称を記入してください。なお、ばく露作業報告対象物を含有する製剤その他の物（対象物含有製剤）の名称については、事業者がその対象物含有製剤の用途、一般名などをともに「めっき液」「シンナー」「接着剤」など適当な名称を記入してください。

【年間製造・採取量】
報告の対象年におけるばく露作業報告対象物の製造量または採取量について、次のうち該当する番号を記入してください。

【対象物等の物理的性状】
ばく露作業におけるばく露作業報告対象物の物理的性状について、該当する番号を記入してください。

【作業1回当たりの製造・採取量】
固体は質量、液体は体積、気体はその物質が液化する温度下における体積を算出し、次のうち該当するものを記入してください。なお、対象物含有製剤を製造または取り扱う場合のばく露作業報告対象物の作業1回当たりの製造量または採取量は、その対象物含有製剤ごとの作業1回当たりの製造量または採取量にばく露作業報告対象物の含有率を乗じて算出してください。

【ばく露作業従事者数】
ばく露作業に従事していた1日当たりの労働者数について、該当する番号を記入してください。

【1日当たりの作業時間】
ばく露作業に従事していたすべての労働者の一人当たりの1日の平均的ばく露作業時間数について、該当する番号を記入してください。

【対象物等の温度】
ばく露作業時のばく露作業報告対象物等の温度について、該当する番号を記入してください。

1. 摂氏0度未満
2. 摂氏0度以上25度未満
3. 摂氏25度以上50度未満
4. 摂氏50度以上100度未満
5. 摂氏100度以上150度未満
6. 摂氏150度以上

【発熱抑制措置の状況】
発熱抑制措置の状況について、次に掲げるものうち該当するものを記入してください。
なお、いずれにも該当しない場合は「5」とし、具体的な発熱抑制措置の状況をカッコ内に記入してください。また、2つ以上該当する場合は、その番号が小さいものから順に2つ選択して記入してください。

1. 密閉化設備の設置
2. 扇所排気装置の設置
3. プッシュプル型換気装置の設置
4. 全体換気装置の設置
5. その他

【対象物等の物理的性状】
ばく露作業におけるばく露作業報告対象物の物理的性状について、該当する番号を記入してください。

1. 5人未満
2. 5人以上10人未満
3. 10人以上20人未満
4. 20人以上

【1日当たりの作業時間】
ばく露作業に従事していたすべての労働者の一人当たりの1日の平均的ばく露作業時間数について、該当する番号を記入してください。

1. 15分/日未満
2. 15分/日以上30分/日未満
3. 30分/日以上1時間/日未満
4. 1時間/日以上3時間/日未満
5. 3時間/日以上5時間/日未満
6. 5時間/日以上

(別表1) 対象物等の用途

コード	用途
01	ばく露作業報告対象物の製造
02	ばく露作業報告対象物を含有する製剤その他の物の製造を目的とした原料としての使用 (コード11に掲げるものを除く。)
03	製剤等の性状等を安定させ、又は変化させることを目的とした、触媒として、又は安定剤、可塑剤、硬化剤、難燃剤、乳化剤、可溶化剤、分散剤、加硫剤等の添加剤としての使用
04	溶剤、希釈又は溶媒としての使用
05	洗浄を目的とした使用
06	表面処理又は防錆(せい)を目的とした使用
07	顔料、染料、塗料又は印刷インキとしての使用
08	除草、殺菌、殺虫、防霉、漂白、脱臭、剥(はく)離等を目的とした使用
09	試薬としての使用
10	接着を目的とした使用
11	建材の製造を目的とした原料としての使用
12	その他

(別表2) ばく露作業の種類

コード	種類
30	印刷の作業
31	掻(か)き落とし、剥(はく)離又は回収の作業
32	乾燥の作業
33	計量、配合、注入、投入又は小分けの作業
34	サンプリング、分析、試験又は研究の作業
35	充填(てん)又は袋詰め等の作業
36	消毒、滅菌又は燻(くん)蒸の作業
37	成型、加工又は発泡の作業
38	清掃又は廃棄物処理の作業
39	接着の作業
40	染色の作業
41	洗浄、払しょく、浸漬又は脱脂の作業
42	吹付け塗料以外の塗装又は塗布の作業
43	鋳造、溶融又は湯出しの作業
44	破碎、粉砕又はふるい分けの作業
45	はんだ付けの作業
46	吹付けの作業
47	保守、点検、分解、組立又は修理の作業
48	めつき等の表面処理の作業
49	ろ過、混合、攪拌(かくはん)、混練又は加熱の作業
50	その他

※用途が同一であるばく露作業報告対象物等について、作業の種類、対象物の名称、1回当たりの製造・取扱い量、物理的性状等(年間製造・取扱い量及びばく露作業従事者数を除く)のいずれかの報告の内容が異なる場合又は成分が異なる場合は、これらのばく露作業報告対象物等の用途は、それぞれ別の用途として既を分けて記入してください。

Q&A

【報告の必要性】

Q 1	報告した情報は、どのように利用されるのですか。
A	労働者の健康被害を防止するために、国が行う化学物質のリスク評価のリスク評価に利用します。リスク評価の結果については、厚生労働省ホームページなどで公表します。なお、企業のノウハウなどに該当する情報については公開しません。
Q 2	局所排気装置を設置したり、呼吸用保護具を着用しているのに、報告対象物質を吸い込んでいないかと思いますが、報告は必要ですか。
A	報告の必要があります。この報告は、法令に基づいて、年間500kg以上、報告対象物質を製造、または取り扱う事業主に対して、労働者をばく露するおそれのある作業に従事させた場合に必要とされています。発散抑制などの措置を講じた作業や短時間の作業でも、ばく露がないと判断できない場合が多いため、500kg以上の取扱いがある場合には、報告が必要です。
Q 3	輸入代行業をしていて、書面の手続きだけで、直接、報告対象物質に触れない場合でも報告は必要ですか。
A	報告対象物質のガス、蒸気、粉じんの発散によるばく露がなければ、報告は不要です。
Q 4	報告対象物質が、工場プラント内の密閉化された状態で化学反応が進む過程で生成・消滅する場合や、冷媒などとして密閉化状態で使用する場合でも報告は必要ですか。
A	不要です。ただし、冷媒などの補充・交換を行う場合、対象化学物質のサンプリングを行う場合、反応槽、配管などの清掃・点検作業を行う場合は、報告が必要です。
Q 5	「平成25年対象・26年報告版」で報告対象の17物質(カーボンブラックなど)について、平成27年も報告は必要ですか。
A	平成26年報告版の17物質については、平成27年に報告する必要はありません。(この17物質は、平成26年3月31日までに事業場を管轄する労働基準監督署に報告してください。)

Q 6 報告対象物質を輸送する作業や、倉庫で保管する作業についても、報告は必要ですか。

A 報告が必要な場合があります。例えば、タンクローリーから貯蔵タンクへの受け入れ作業や、貯蔵タンクへの充填作業などの場合です。この場合には、漏えいによるばく露の可能性がないと判断できないことが多いためです。ただし、堅固な容器に充填され開封せずに移動する場合など、外に漏れるおそれがないと判断できる作業については報告する必要はありません。

Q 7 試験研究用に報告対象物質を使用していますが、報告は必要ですか。

A 対象期間における報告対象物質の製造、または取扱い量が500kg以上の場合には、試験・研究における作業でも報告が必要です。

Q 8 1, 1, 2, 2-テトラグロクロエタンは有機溶剤中毒予防規則の対象物質ですが、報告は必要ですか。

A 有機溶剤中毒予防規則の対象物質についてもリスク評価を行う必要がありますので、報告が必要です。

Q 9 農薬・殺虫剤・消毒剤の成分として対象物質が入っている場合、報告は必要ですか。

A 報告対象物質が成分として入っている場合には、この成分の量が500kg以上となる場合には、それらを製造、運搬、販売、使用する事業者は報告が必要です。また、農業経営者が雇用了労働者に農薬などを使用した場合も必要です。なお、農業経営者自らが農薬を使用する場合には報告は不要です。

Q 10 リスク評価の結果は、報告した事業者にフィードバックされるのですが。

A 報告件数が数万件に及びため、事業者ごとにリスク評価結果をフィードバックすることは困難ですが、事業者から照会があれば回答します。照会については、厚生労働省 労働基準局 化学物質評価室にお問い合わせください。(代表電話：03-5253-1111)

Q 11 ニッケルを含有するステンレス鋼等の合金は通常の取扱いでは安定しているのですが、報告は必要ですか。

A ステンレス鋼等の合金であっても、ニッケルがその重量の0.1%以上含まれるもので、切削等での粉じん等により労働者がばく露するおそれのある場合は、報告が必要になります。ただし、ステンレス鋼等を固形のかたまりの状態のまま取り扱う場合については、粉じん等により労働者がばく露するおそれがないものは、報告の必要はありません。

【報告の様式や記載方法など】

Q 12 報告様式はどこで入手できますか。

A 最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署で入手するか、厚生労働省ホームページから印刷してください。
厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/bunrya/roudoukujun/anzenseisei/36/21.html>

Q 13 同じ労働基準監督管内にある複数の工場での作業について、まとめて報告書に記入することはできますか。

A まとめることはできません。地域を管轄する労働基準監督管内に複数の工場がある場合でも、工場別に報告書を作成する必要があります。ただし、工場内に複数の作業場がある場合には、工場単位で報告することができます。

Q 14 「作業1回当たりの製造・取扱い量」の「作業1回当たり」とは、どのようなものですか。

A 「作業1回」とは、ばく露作業を開始してから中止または終了するまでの間をいいます。例えば、作業Aが20分連続して行われ、その後、休憩または別の作業で中断された後、作業Aが10分連続して行われた場合、作業Aは2度実施されたこととなります。そのときの製造・取扱い量は、作業時間にかかわらず、製造・取扱い量の多い量を記入してください。

Q 15 同じ作業でも、作業や製品（ロット）ごとに対象化学物質の含有率や取扱い量が異なる場合、「作業1回当たりの製造・取扱い量」はどのように算出すればよいですか。

A 「作業1回当たりの製造・取扱い量」は、報告対象物質の「含有率」×「取扱い量」で算出してください。作業や製品（ロット）ごとに、含有率や取扱い量が異なる場合には、これら作業の中で算出された個のつち、最大の量を記入してください。

Q 16 表示やSDS（化学物質安全データシート）に記載された報告対象物質の含有率に差がある場合、「作業1回当たりの製造取扱い量」の算出に使う含有率はどのように求めればよいですか。

A 含有率に差がある場合は、その平均値などを使って算出してください。

<追加 Q&A>

ニッケルを含有する鋼材等の溶接に係る取扱いについて

Q ステンレスなどニッケルを含有する鋼材の溶接作業で生じるヒュームは酸化物（化合物）ですが、この作業は有害物ばく露作業報告の対象となりますか。

A アーク溶接等溶接作業により生じるヒュームは、通常、金属の酸化物が主成分であり、ニッケルの場合の酸化ニッケルはすでにニッケル化合物として特定化学物質障害予防規則の対象とされ、発散抑制措置等が必要とされています。さらに、金属ニッケルは蒸気圧が低いため溶融による蒸気の飛散量はわずかと考えられています。このため、上記ヒュームには今回ばく露作業報告の対象である金属や合金のニッケルは通常含まれていないと考えられますので、一般的には溶接作業自体は有害物ばく露作業報告を必要としませんが、作業条件等により懸念がある場合には最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署に、個別に相談して下さい。

なお、ニッケル金属及び合金の切削、研磨等の粉じん等のばく露のおそれがある作業については、有害物ばく露作業報告が必要となります。

(厚生労働省安全衛生部化学物質対策課化学物質評価室)

事務連絡
平成 26 年 1 月 31 日

独立行政法人労働者健康福祉機構 理事長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
化学物質対策課化学物質評価室長
(契 印 省 略)

平成 25 年 12 月 27 日付基安発 1227 第 1 号「有害物ばく露作業報告対象物（平成 26 年対象・平成 27 年報告）について」の誤りの訂正について

化学物質対策に係る行政の推進につきましては、日頃から格段の御支援、御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、平成 25 年 12 月 27 日付基安発 1227 第 1 号「有害物ばく露作業報告対象物（平成 26 年対象・平成 27 年報告）について」について、一部誤りがありましたので、下記正誤表のとおり訂正いたします。

つきましては、貴団体の傘下事業場等に対して訂正内容の周知につきまして、特段のご協力を賜りますよう、お願いいたします。この度はお手数をおかけしますが、重ねてお願い申し上げます。

記

訂正箇所	誤	正
記の 3	事業者は、平成 26 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間に一の事業場において製造し、又は取り扱った対象物等の量が 500 キログラム以上になったときは、平成 27 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日までの間に、所轄労働基準監督署長に報告書を提出しなければならないこと。	事業者は、平成 26 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間に一の事業場において製造し、又は取り扱った対象物の量が 500 キログラム以上になったときは、平成 27 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日までの間に、所轄労働基準監督署長に報告書を提出しなければならないこと。

修正

基安発 1227 第1号
平成 25 年 12 月 27 日

別紙 関係事業者団体等の長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長
(公 印 省 略)

有害物ばく露作業報告対象物(平成 26 年対象・平成 27 年報告)について

化学物質対策に係る行政の推進につきましては、日頃から格段の御支援、御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

労働安全衛生規則(昭和 47 年労働省令第 32 号。以下「安衛則」という。)第 95 条の6の規定に基づく報告(以下「有害物ばく露作業報告」という。)は、事業場における労働者の有害物へのばく露の状況を把握し、その結果、ばく露による健康障害が発生するおそれがある場合には、必要な措置を講じていくことを目的としたものであり、今後、有害物対策を効果的に進めていく上で必要な報告として平成 18 年から行われています。

有害物ばく露作業報告の対象となる物については、「労働安全衛生規則第九十五条の六の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等」(平成 18 年厚生労働省告示第 25 号。以下「告示」という。)により定められていますが、本日、告示の一部が改正され、下記のとおり平成 26 年 1 月から 12 月を対象期間とする有害物ばく露作業報告(報告期間は平成 27 年 1 月から 3 月まで)の対象となる物が新たに定められたところです。

つきましては、本制度の趣旨を御理解の上、本制度が円滑に運用されるよう貴団体の傘下事業場等に対して下記の事項について周知いただき、有害物ばく露作業報告の対象となる事業場において適正に有害物ばく露作業報告がなされるよう御協力をお願いします。

記

1 制度の概要

安衛則第 95 条の6の規定に基づき、事業者は、労働者に健康障害を生ずるおそれのある物で厚生労働大臣が定めるものを製造し、又は取り扱う作業場において、労働者を当該物のガス、蒸気又は粉じんにはく露するおそれのある作業に従事さ

せたときは、事業場ごとに安衛則様式第 21 号の7の有害物ばく露作業報告書(以下「報告書」という。)を所轄労働基準監督署長に提出しなければならないこと。

2・有害物ばく露作業報告の対象となる物

今般の告示の一部改正において新たに有害物ばく露作業報告の対象となる物は、次の表の中欄に掲げる物(以下「対象物」という。)及び対象物を含有する製剤その他の物(含有量が同表の右欄に掲げる値であるものを除く。)であること。

なお、対象物はいずれも労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)第 57 条の 2 第 1 項に規定する通知対象物であること。

コード	物	含有量 (重量%)
169	エチレングリコール	0.1%未満
170	エリオナイト	0.1%未満
171	過酸化水素	0.1%未満
172	4-クロロ-オルト-フェニレンジアミン	0.1%未満
173	1・2-酸化ブチレン	0.1%未満
174	ジエタノールアミン	1%未満
175	ジエチルケトン	1%未満
176	シクロヘキシルアミン	0.1%未満
177	ジフェニルアミン	0.1%未満
178	[4- [[4- (ジメチルアミノ) フェニル] [4- [エチル (3-スルホベンジル) アミノ] フェニル] メチリデン] シクロヘキサン-2・5-ジエン-1-イリデン] (エチル) (3-スルホナトベンジル) アンモニウムナトリウム塩 (別名ベンジルバイオレット 4B)	0.1%未満
179	ジメチルアミン	0.1%未満
180	ジルコニウム化合物 (二塩化酸化ジルコニウムに限る。)	1%未満
181	テトラエチルチウラムジスルフィド (別名ジスルフィラム)	0.1%未満
182	1・1・2・2-テトラクロロエタン (別名四塩化アセチレン)	1%未満
183	テトラナトリウム=3・3'- [(3・3'-ジメトキシ-4・4'-ビフェニレン) ビス (アゾ)] ビス [5-アミノ-4-ヒドロキシ-2・7-ナフタレンジスルホナート] (別名 C I ダイレクトブルー-15)	0.1%未満
184	テトラフルオロエチレン	0.1%未満

185	トリエチルアミン	1%未満
186	トリクロロ酢酸	0.1%未満
187	ニッケル	0.1%未満
188	1・3-ビス [(2・3-エポキシプロピル) オキシ] ベンゼン	0.1%未満
189	ビニルトルエン	1%未満
190	1・4・5・6・7・7-ヘキサクロロピシクロ [2・2・1] -5-ヘプテン-2・3-ジカルボン酸 (別名クロレンド酸)	0.1%未満
191	メチレンビス (4・1-シクロヘキシレン) =ジイソシアネート	0.1%未満
192	硫酸ジイソプロピル	0.1%未満
193	りん酸トリ (オルト-トリル)	1%未満
194	レゾルシノール	0.1%未満

3 報告の期間等

事業者は、平成26年1月1日から同年12月31日までの間に一の事業場において製造し、又は取り扱った対象物の量が500キログラム以上になったときは、平成27年1月1日から同年3月31日までの間に、所轄労働基準監督署長に報告書を提出しなければならないこと。

